

四半期報告書

(第23期第3四半期)

自 2021年10月1日

至 2021年12月31日

ネットイヤーグループ株式会社

東京都中央区銀座二丁目15番2号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 2

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 3
- 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 3
- 3 経営上の重要な契約等 4

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
- (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
- (5) 大株主の状況 5
- (6) 議決権の状況 6

2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

1 四半期財務諸表

- (1) 四半期貸借対照表 8
- (2) 四半期損益計算書 10

2 その他 12

第二部 提出会社の保証会社等の情報 13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月7日
【四半期会計期間】	第23期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	ネットイヤーグループ株式会社
【英訳名】	Netyear Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐々木 裕彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目15番2号
【電話番号】	03-6369-0500（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長 播本 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座二丁目15番2号
【電話番号】	03-6369-0550
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレート本部長 播本 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第3四半期 連結累計期間	第23期 第3四半期 累計期間	第22期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年12月31日	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	3,608,189	2,236,519	3,409,902
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△231,174	21,167	140,215
四半期(当期)純利益又は親会社 株主に帰属する四半期純損失 (△) (千円)	△219,149	433,842	263,982
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	570,966	570,966	570,966
発行済株式総数 (株)	6,999,000	6,999,000	6,999,000
純資産額 (千円)	1,606,724	2,327,394	1,916,018
総資産額 (千円)	2,284,320	2,785,085	2,315,988
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 (△) (円)	△31.31	61.99	37.72
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	3.25
自己資本比率 (%)	69.8	83.6	82.7

回次	第22期 第3四半期 連結会計期間	第23期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (△) (円)	9.99	△1.03

- (注) 1. 当社は、連結子会社であった株式会社トライバルメディアハウスの全保有株式を2021年4月2日付で譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、第1四半期累計期間より四半期連結財務諸表を作成していません。このため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。なお、前連結会計年度までは連結財務諸表を作成しているため、第22期第3四半期累計期間に代えて第22期第3四半期連結累計期間について記載しております。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第22期第3四半期連結累計期間は連結財務諸表を作成しているため、記載していません。第22期及び第23期第3四半期累計期間は関連会社が存在しないため、記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第22期第3四半期連結累計期間は1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。第22期及び第23期第3四半期累計期間は、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社における異動は次のとおりであります。

当社は2021年4月2日付で株式会社トライバルメディアハウスの全保有株式を譲渡いたしました。

これにより、連結子会社が存在しなくなり、第23期第1四半期より非連結決算に移行いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社は、2021年4月2日付で連結子会社であった株式会社トライバルメディアハウスの全株式を譲渡いたしました。これにより、第1四半期累計期間より非連結決算に移行したことから、従来連結で行っておりました開示を個別開示に変更いたしました。なお、当第3四半期累計期間は単独決算初年度にあたるため、前年同四半期の数値及びこれに係る増減率等の比較分析は行っていません。

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東京オリンピック開催後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や変異株発生、資源価格の高騰などにより、不透明な状況が続きました。2021年9月末に緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除され、人流や消費に回復の兆しが見えた一方、感染力が強いとされるオミクロン株による感染が再拡大するなど、依然として新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況であります。

当社が提供するデジタルマーケティング関連領域においては、人流抑制の影響を受け投資を停止する企業が見られる一方、「巣ごもり消費」の拡大やリモートワーク等の「新しい日常」の拡大を見据えた投資を拡大する企業や、デジタル技術を用いて製品やサービス、ビジネスモデルを変革する「デジタルトランスフォーメーション(DX)」への取り組みを加速する企業が増加しております。

このような事業環境の中、当社は過年度より取り組んでまいりました企業体質改善や収益性の改善に一定の成果が得られたことから、今年度を事業再成長の年と位置づけ、既存の受託領域の拡大と新規領域への投資を進めております。

当第3四半期累計期間におきましては、大口顧客の案件拡大等により売上は堅調に推移する一方、デジタル人材の採用競争激化により、新規人材採用が計画通りに進んでおらず、新規案件の受注活動への悪影響や既存人員の負担増などの課題も現れてきております。当社は、人材の採用及び育成を当社成長における最重要課題の一つとして認識しており、引き続き採用活動の強化、従業員の教育、リモートワークを含めた働き方改革を実施してまいります。また、新規領域といたしましては、当第3四半期において、ECプラットフォーム「Shopify(ショッピング)」上で、懸賞品やサンプル品の配送業務の負荷を軽減するアプリ「懸賞・キャンペーンサポーター」をリリースしております。当社は、引き続き今後の事業再成長のためにShopify領域を含めた新規事業領域への投資を進めてまいります。

以上の結果、当第3四半期累計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

① 財政状態

当第3四半期末における資産につきましては、前事業年度末に比べ469百万円増加し、2,785百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加851百万円、売掛金及び契約資産の減少274百万円、子会社株式譲渡による関係会社株式の減少95百万円等によるものであります。

当第3四半期末における負債につきましては、前事業年度末に比べ57百万円増加し、457百万円となりました。主な要因は、未払金の増加21百万円、未払法人税等の増加72百万円、賞与引当金の減少29百万円等によるものであります。

当第3四半期末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ411百万円増加し、2,327百万円となりました。主な要因は、四半期純利益433百万円の計上、前期決算に係る配当金の支払22百万円等によるものであります。以上の結果、自己資本比率は、前事業年度末82.7%から83.6%となりました。

② 経営成績

当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高2,236百万円、営業利益20百万円、経常利益21百万円、特別利益として関係会社株式売却益604百万円を計上したこと等から四半期純利益は433百万円となりました。

なお、当社の事業は、従来より売上高が、多くの顧客企業の事業年度末となる第4四半期会計期間に偏重する傾向がありますが、経済環境その他の要因によっては今後もこの傾向が続くとは限りません。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は42百万円であります。
これは、プロダクトの開発費用であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000
計	25,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,999,000	6,999,000	東京証券取引所 マザーズ市場	単元株式数 100株
計	6,999,000	6,999,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	6,999,000	—	570,966	—	606,391

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,997,800	69,978	—
単元未満株式	普通株式 1,100	—	—
発行済株式総数	6,999,000	—	—
総株主の議決権	—	69,978	—

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式13株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
ネットイヤーグループ 株式会社	東京都中央区銀座二丁 目15番2号	100	—	100	0.00
計	—	100	—	100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当社は2021年4月2日に連結子会社であった株式会社トライバルメディアハウスの全保有株式を譲渡いたしました。これにより、第1四半期会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、四半期損益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、前事業年度に連結子会社であった株式会社トライバルメディアハウスの全保有株式を第1四半期に譲渡したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,073,714	1,924,737
電子記録債権	4,458	5,555
売掛金	676,126	—
売掛金及び契約資産	—	401,328
仕掛品	24,115	97,994
貯蔵品	1,501	1,178
前払費用	75,625	92,377
その他	19,057	19,759
流動資産合計	1,874,598	2,542,929
固定資産		
有形固定資産	4,143	3,445
無形固定資産		
ソフトウェア	10,086	14,338
その他	5,320	—
無形固定資産合計	15,406	14,338
投資その他の資産		
投資有価証券	7,033	—
関係会社株式	95,400	—
敷金及び保証金	175,399	175,399
繰延税金資産	144,007	48,972
その他	0	0
投資その他の資産合計	421,840	224,372
固定資産合計	441,390	242,155
資産合計	2,315,988	2,785,085
負債の部		
流動負債		
買掛金	158,672	141,849
未払金	45,749	67,533
未払費用	8,811	—
未払法人税等	27,142	99,601
未払消費税等	42,389	13,867
契約負債	—	21,353
前受収益	28,227	8,494
賞与引当金	67,891	38,179
受注損失引当金	—	15,246
その他	10,763	41,243
流動負債合計	389,648	447,369
固定負債		
その他	10,321	10,321
固定負債合計	10,321	10,321
負債合計	399,970	457,691

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	570,966	570,966
資本剰余金	651,875	651,875
利益剰余金	693,535	1,104,631
自己株式	△78	△78
株主資本合計	1,916,298	2,327,394
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△280	—
評価・換算差額等合計	△280	—
純資産合計	1,916,018	2,327,394
負債純資産合計	2,315,988	2,785,085

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	2,236,519
売上原価	1,747,397
売上総利益	489,122
販売費及び一般管理費	468,889
営業利益	20,233
営業外収益	
受取利息及び配当金	194
受取賃貸料	2,028
その他	1,896
営業外収益合計	4,119
営業外費用	
賃貸費用	2,248
支払手数料	934
その他	3
営業外費用合計	3,186
経常利益	21,167
特別利益	
投資有価証券売却益	683
関係会社株式売却益	604,600
特別利益合計	605,283
税引前四半期純利益	626,450
法人税、住民税及び事業税	97,574
法人税等調整額	95,034
法人税等合計	192,608
四半期純利益	433,842

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、工事進行基準を適用して収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準にて収益を認識しております。また、当社が提供するサービスに付随するソフトウェアのライセンス販売等については、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判定されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。代理人取引と判定した取引については、当該販売にかかる手数料相当部分を収益として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高及び売上原価は262百万円減少しておりますが、税引前四半期純利益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自 2021年4月1日
至 2021年12月31日)

減価償却費

3,347千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月11日 取締役会	普通株式	22,746	3.25	2021年3月31日	2021年6月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当社は、SIPS事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	SIPS事業
一時点で移転される財又はサービス	932,217
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,304,302
顧客との契約から生じる収益	2,236,519
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,236,519

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	61円99銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	433,842
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	433,842
普通株式の期中平均株式数(株)	6,998,887

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月4日

ネットイヤーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 英樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下平 貴史

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。